

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4047
20年4月14日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

4月14日(火) 16

時より予定されていた、郵政ユニオン集団訴訟・長崎地裁第1回口頭弁論は、被告(会社)側代理人からの延期要請を受け、原告、支部、中川弁護士(原告代理人)で協議した結果、延期要請を受けることにしました。

答弁書も届き、長崎地区労や長崎県労連にも当日の支援要請を行い、臨戦態勢に入っていた矢先の延期要請でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言も発出されている状況も考慮し、延期の判断に至りました。

護士の数は8人で従前の20条裁判と同じ代理人です。対する原告代理人は中川弁護士一人です。



答弁書が届き中川弁護士が感じた事をツイートしています。

以下中川弁護士のツイートです。

「某大企業の非正規労働者による、全国の地裁で起こされた労契法20条訴訟。原告は、なげなしの休日休暇を使って弁護士に相談し、期日に出頭請求額は原告1人につき6桁。先行訴訟の判決で支払いが命じられている部分も多い。原告代理人弁護士も、頂く着手金は1人5桁。実費を抑えるため色んな努力もしている」

「某大企業は、管理職や役員が、勤務時間中に弁護士に相談し、期日に来る。交通費も会社の経費。そんな某大企業が依頼し

たのは、東京の四大法律事務所1つ。所属弁護士の給料は1年目から8桁を超える。全国の訴訟を依頼して、大企業が払った着手金や日当は、原告側と何桁違うか想像もつかない」

「ここで疑問が生まれる。某大企業は、なぜ、自分の事業のため必死に働いてくれる非正規労働者にお金を払うのではなく、それを拒むための弁護士費用に注ぎ込むのか。某大企業が払うそのお金は、非正規労働者が、差別や低待遇に苦しみつつ、生活のため身を粉にして行った労働から生まれたお金ではないのか」



「大企業は、そのお金を、非正規労働者に支払った方が、社会的にも優良企業として認知されるのではないか。もしその大企業が、今、社会的信用が失墜しているような状況

にあるなら、尚更ではないのか。資本家の論理は僕には理解できないが、資本主義が誤っているという確信は日々深まるばかり」

以上が中川弁護士のツイートです。



今回の訴訟で、原告4人は自分達のたたかいてもあるが、低待遇で苦しむ非正規労働者を代表してのたたかいでもあると言っています。

弁護士の数は1対8のたたかいです。中川弁護士が代理人を引き受け、3月27日に勝利判決を勝ち取った長崎バスユニオン裁判は1対3でした。数が多ければ勝利するとは限りません。

支部としても必ず勝利し、非正規労働者の待遇改善を勝ち取るために最大限の支援を行い、原告を支えて行きます。尚、延期された第1回期日は5月下旬から6月上旬で調整中です。

新型コロナウイルス感染対策で、長中局へ申し入れ

新型コロナウイルスの感染予防は人との接触を避ける事が一番ですが、郵便局の業務ではテレワークは無理です。

福島県では、二本松郵便局が県内初のクラスターとなり、皆さんの管理が報道されています。この事態に対して会社は、東北支社長が謝罪会見を行っています。

長崎市内では感染者はいませんが、このウイルスは無症状の人からでも感染します。長中で行われている現状のミーティングや点呼、SKYTなどは感染リスクが高くなっています。

未来の4046号でも指摘しましたが、長中局が感染予防を十分に行っているとは言い難いですが、班ミーティングと班単位で行うSKYTの中止を求めます。

長中局でクラスターが発生しないように、最善の感染予防を行うように申し入れます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と非正規労働者の差別をなくす。

均等待遇。

差別なく。

ユニオンは労契法裁判に勝利した。